

令和3年2月1日

内閣官房長官 加藤 勝信 殿
経済産業大臣 梶山 弘志 殿

コロナ禍における中小事業者の支援に関する緊急提言

公明党経済産業部会
一時金等中小事業者等支援チーム

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、1月7日に首都圏1都3県において緊急事態宣言が再発令され、1月13日には7府県が宣言対象地域に追加された。

こうした中、政府においても、地方創生臨時交付金の協力要請推進枠における協力金の上限の引き上げや、中小事業者に対する一時金の創設、実質無利子・無担保融資の拡充などの支援策が発表されたところであるが、その実効性を高めていくため運用の弾力化を図るとともに、地域の実情に応じて、必要な支援策を躊躇なく追加していく必要があり、特に以下の項目を早急に実施するよう提言する。

記

1. 地方創生臨時交付金について

協力要請推進枠による営業時短要請等を受けた飲食店に対する

支援に加え、3次補正の地方単独分1兆円を活用して、地域や事業者の実情に応じ、売り上げに大きな影響が出ている地元中小事業者等に対し、協力金に加えた独自の追加支援を行えるように強力に後押しすること。なお、喫茶店営業許可のみの喫茶店等も協力金の対象となることを周知すること。

2. 中小事業者に対する一時金について

- 1) 一時金の運用については2月初旬以降順次明確化するとともに、早期の周知を図ること。対象範囲については、現場の実態に即し、飲食店等に提供される幅広い食材、備品やサービス等の事業者が対象となるようにすること。また、フリーランスや2020年の新規開業者の対象化、寄付型NPOの特例その他持続化給付金において運用していた特例については、一時金についても同様の取り扱いとすること。
- 2) 緊急事態宣言発令地域等における不要不急の外出・移動の自粛による影響については、旅館、土産物店、飲食店（昼間の営業のため協力金対象とならない場合の喫茶店等）等に加え、例えば食材・リネン等納入事業者や土産物製造・卸事業者など、間接的影響を受けた事業者についても一定額の一時金を給付すること。
- 3) 自粛措置・売上減の影響が3月以降も継続する場合は、一時金の追加給付を行うこと。その際の申請手続は可能な限り簡便なものとする。
- 4) 事業者の手持ち資金が底をつくなか、年度末を迎えるに当たり、廃業を食い止めるために申請・給付の開始をできる限り早期に行うこと。

3. コロナの影響を受ける中小事業者向け補助金について

- 1) 緊急事態宣言等で売上が急減している間に工事を行いたいという事業者が多いことから、事前着手を前倒しし、また、採択後、要件に該当する案件には概算払いを行うこと。
- 2) 事業再構築補助金等の自己負担分については、日本公庫等による特例制度が積極的に活用できるよう、連携体制を構築すること。
- 3) 緊急事態宣言地域における時短営業要請や外出・移動の自粛の影響で売上が大きく減少する事業者については、事業再構築補助金や持続化補助金の補助率の引き上げや優先採択、感染防止対策への支援の強化などを検討すること。

4. 実質無利子・無担保融資について

- 1) 日本公庫等の実質無利子・無担保融資の無利子枠の6000万円・3億円への拡大をはじめ、追加融資に当たっては、積極的に与信の供与を各金融機関に要請するとともに、現在融資している実質無利子・無担保融資については、約6割が1年以下の据置期間となっていることから、事業者の延長要請に対して最大限柔軟な対応を行うよう各金融機関に要請すること。
- 2) 資金繰りに苦しんでいる事業者が多いことに鑑み、民間金融機関の実質無利子・無担保融資の上限6千万円への拡大については、2月から早期に実施できるようにすること。

5. 中小企業再生支援について

中小企業再生支援協議会の新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール計画の相談件数が大幅に増加していることから、各都道府県においてリモート相談など、体制を強化し、計画策定を支

援すること。

6. 電気料金等公共料金の納付猶予について

中小事業者に対する一時金を給付された者を含め困難な状況にある事業者等が、電気料金など、各種公共料金の納付猶予などの対象となるよう、関係機関との連携を強化すること。

7. 事業者の納税、社会保険料の納付猶予の特例について

感染症の影響による税・社会保険料の特例猶予を受け、その猶予期間終了時点でもなお納付が困難にある事業者や新たに納付が困難となる事業者に対して、換価の猶予などの対応があることを丁寧に説明し、省庁間の連携による手続の簡素化の上、計画的な納税・納付ができるよう柔軟に対応すること。

8. ワンストップでの相談支援の充実について

認定支援機関等（会計士、行政書士、税理士、社労士等の士業や、商工会・商工会議所、よろず支援拠点、金融機関など）の相談窓口を活用し、一時金の給付事業の円滑な実施と不正請求の防止を図るとともに、実質無利子・無担保融資を含めた資金繰り対策、納税猶予・社会保険料納付猶予、雇用調整助成金の申請などの事業者支援策をワンストップで紹介できるような体制を整備すること。